

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	清水 貴久
【住所又は本店所在地】	東京都世田谷区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年3月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社シルバーライフ
証券コード	9262
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	清水 貴久
住所又は本店所在地	東京都世田谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社シルバーライフ 取締役管理部長 増山 弘和
電話番号	(03) 6300-5629

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社近江屋
住所又は本店所在地	東京都世田谷区北沢五丁目30番10号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社シルバーライフ 取締役管理部長 増山 弘和
電話番号	(03) 6300-5629

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.6
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年1月27日
訂正箇所	令和4年1月31日に提出いたしました変更報告書No.6の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	143,061
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	

上記（Y）の内訳	平成27年5月11日付の株式分割（1:100）により普通株式99,000株取得。 平成27年6月16日付の譲渡により普通株式50,000株処分。 平成29年3月4日付の株式分割（1:20）により普通株式950,000株取得。 平成29年10月25日付の新規上場に伴う売出しにより普通株式150,000株処分。 平成30年5月1日付の株式分割（1:2）により普通株式850,000株取得。 平成31年1月23日付の売出しにより普通株式550,000株処分。 平成31年2月20日付のグリーンシュエーションの行使により普通株式82,500株処分。 令和元年10月1日付の株式分割（1:2）により普通株式1,675,500株取得。 令和元年12月18日付の立会外分売により普通株式315,000株処分。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	143,061

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	143,061
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成27年5月11日付の株式分割（1:100）により普通株式99,000株取得。 平成27年6月16日付の譲渡により普通株式50,000株処分。 平成29年3月4日付の株式分割（1:20）により普通株式950,000株取得。 平成29年10月25日付の新規上場に伴う売出しにより普通株式150,000株処分。 平成30年5月1日付の株式分割（1:2）により普通株式850,000株取得。 平成31年1月23日付の売出しにより普通株式550,000株処分。 平成31年2月20日付のグリーンシュエーションの行使により普通株式82,500株処分。 令和元年10月1日付の株式分割（1:2）により普通株式1,067,500株取得。 令和元年12月18日付の立会外分売により普通株式315,000株処分。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	143,061